



社会福祉法人 恵友会

第2期中長期プラン2025

(計画期間 2025年から2029年まで5か年)

目 次

「恵友会第2期中長期プラン2025」の策定にあたって

- 1 背 景
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画期間
- 4 法人の理念・目的・基本方針
- 5 組織課題に基づく主な行動計画（詳細は別紙資料のとおり）
- 6 事業課題に基づく主な行動計画（詳細は別紙資料のとおり）
- 7 添付資料
 - （1）組織課題の大項目、中項目
 - （2）事業課題の大項目、中項目
 - （3）これまでの取り組み（第1期中長期プランの見直し）

一鳥のさえずり、
緑の山々、希望の虹一



「恵友会第2期中長期プラン2025」の策定にあたって

恵友会は1996年5月に日本で初めて精神障害者のグループホーム事業で社会福祉法人格を得ました。高度経済成長期に全国から出稼ぎの人が横浜の寿町に集まり、簡易宿泊所に寝泊まりをしながら港湾の仕事を支え、日本の三大ドヤ街が生まれました。こうした街の中で、アルコール依存症に苦しむ人、医療に結びつかずに体調を崩し路上生活者になる人等、心を病む人が多くみられるようになったのです。恵友会のルーツはここにあり、そこに住む人々が街の中で安全に安心して生活していくためのニーズを掘り下げ、必要なサービスに繋げていくことを大切にしてきました。

設立28年経った現在はグループホーム8か所、生活支援センター2か所、居宅介護事業所1か所、地域活動支援センター1か所、就労継続支援B型事業所2か所を運営する法人となりました。

各事業所では年度ごとに事業計画を作成し、課題に取り組んでいます。日々利用者さんを目の前に、支援に忙しくしながらも、法人としてどの方向に進むのかわからないという声が聞かれるようになり、令和3年度から4年間を期間とする中長期プランを策定し、その目標に向けて取り組んできました。

あっという間に4年が過ぎ去り、令和7年度からは第2期プランが始まります。第1期の反省を踏まえ、職員が何を目指して日々の課題に取り組めるかを示せるようにしていきたいと思っています。社会や制度が大きく変化していく中で、増え続ける精神障害者の方々に「より豊かなサービスを届けたい」「自分らしい幸せな生き方を共に探していく支援をしたい」「職員がやりがいを持って仕事をしていく環境を整備したい」という思いで新プランのスタートを切りたいと思います。

職員一人一人がプランを理解し、自らが考え、利用者中心のサービス提供ができるよう常にアンテナを張り巡らせていくことが大切です。恵友会の礎である「チャレンジ精神」の風土を意識して、職員が力を合わせプランに取り組んでいきたいと考えます。

利用者・家族、地域をはじめとする多くの皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年4月

社会福祉法人 恵友会

理事長 坂口 育子



中長期プランのビジョンとは、

利用者の持っている可能性を引き出し、日常を見直して新たな支援に結び付け、利用者らしい生活が安全・安心に送れるように支援していく

1 策定の背景

横浜市では、令和3年度から8年度までを計画期間とする第4期横浜市障害者プランを策定し、障害のある方もない方もお互いに人格と個性を尊重し合い、自分らしく生き生きと地域で生活ができるよう取り組んでいます。

恵友会では、令和3年度から6年度までの4か年を計画期間として第1期中長期プランを策定し、21の課題を定め、その解決に向けて取り組んできました。

この間、精神障害者福祉を取り巻く状況も大きく変化し、その変化に対応した新しい施策の策定とその実施が求められています。

また、現在、恵友会では、令和6年度の報酬改定等の影響もあり、厳しい財政状況が続いています。5年度の決算では、法人全体の収支差額が過去最低でした。そのため、経営改善に取り組み、法人の安定した運営を図ることが求められています。

2 計画策定の趣旨等

第2期中長期プランでは、計画期間を従来の4年間から5年間とし、当面は経営改善に重点的に取り組むこととし、そのうえで、5年後のあるべき姿に向けて計画をまとめました。第1期で策定したプランの中で記載した事業課題については、職員から出された意見をもとにまとめたものであり、今後も取り組むことが必要なものについては、このプランとは別に事業計画の策定の中で取り組みます。

第2期プランでは、法人の理念であるこころ病む方々と共に安全に安心して暮らせる社会づくりを目指し、法人の課題を組織課題と事業課題に整理したうえで、その解決に向けて、取り組みます。

具体的には、組織課題としては、①社会保険労務士や経営コンサルタント、弁護士等の専門家からアドバイス等を受けられる体制の確立、②経理システムの見直し、③職員が適切に評価され、安心して働ける仕組みづくり、④災害発生時の初動体制の確立、⑤法人、各事業所の広報発信力の強化を行います。事業課題としては、⑥栄区生活支援センターを中心とした新たな事業展開、⑦就労継続支援事業所B型における知的障害者の受け入れ、⑧南区生活支援センターの移転に向けた検討などを行います。各事業の取り組みを通じて、法人の安定した運営と障害者支援の充実、強化を図ります。

3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。1期（4年間）より長い理由は、当面は経営改善に取り組むことが求められており、その期間を設けたためです。また、今後における制度改正やニーズの変化に対しては、十分に検討したうえで、計画策定後も必要に応じた見直しを行います。

4 法人の理念・目的・基本方針

- （1） 法人理念 ころ病む方々と共に安全に安心して暮らせる社会づくりを目指します。
- （2） 法人の目的 多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において、営むことを支援することを目的とします。
- （3） 法人の基本方針
 - ① 高い倫理観、連携、一体感を持って、利用者が安全、安心して利用でき、信頼できる運営を目指します。
 - ② 利用者の希望や考えを尊重し、自立のきっかけを提供します。
 - ③ 質の高いサービスの提供に向けて研鑽します。
 - ④ 精神障害者の地域生活に必要な、新たなニーズへの先駆的対応を図り、域保健福祉の拠点としての役割を担います。

一不安の中で悩む、
さしこむ光にほっとする一



5 組織課題に基づく主な取組

(1) 法人基盤を強化し、運営の安定化を図ります。

	検討△ 一部実施○ 実施◎ 継続→				
	2025	2026	2027	2028	2029
1 社会保険労務士と契約し、労務業務全体の適正な運営を図ります。また、処遇改善加算の適切な運用等も併せて行います。	◎	→	→	→	→
2 経営コンサルタントと契約し、法人経営について適切なアドバイスを受けることにより、法人の安定した運営を図ります。	◎	→	→	→	→
3 経理システムを変更し、TKC クラウドシステムに変更することにより、毎年のランニングコストを安くするとともに、使いやすいシステムに変更します。	△	◎	→	→	→
4 弁護士事務所と契約し、法律上の問題点について、適切にアドバイスを受けることで、安心して業務ができる体制を作ります。	△	◎	→	→	→
5 福祉サービス第三者評価制度を導入し、第三者のアドバイス等を受けることにより、より良いサービスの提供を目指します。	△	◎	→	→	→
6 職員採用時の面接試験等を見直し、適性検査の導入や複数の面接官によるヒアリングを行い、良い人材の確保を図ります。	◎	→	→	→	→

(2) 職員が適切に評価され、安心して働ける仕組みを作ります。

	検討△ 一部実施○ 実施◎ 継続→				
	2025	2026	2027	2028	2029
1 職員に対して、研修等を通じ、昇給区分決定と目標管理制度の浸透を図ります。社会保険労務士によるアドバイスを受けることで適切な労務業務管理を目指します。	◎	→	→	→	→

2 常勤職員に対する永年勤続表彰制度を新たに創設し、職員の長年の勤務に報います。非常勤職員の表彰については、別途検討します。	◎	→	→	→	→
3 事業所間の応援制度を創設し、実務経験の継続が必要な資格を活用できるような人員配置を行っていきます。	△	◎	→	→	→
4 定年退職時の窓口を新たに設置し、定年後の進路について、社会保険労務士等の専門家のアドバイスを受けることができるようにします。	△	△	◎	→	→

(3) 職員の自らの役割認識とスキルアップを図ることを応援します。

	検討△ 一部実施○ 実施◎ 継続→				
	2025	2026	2027	2028	2029
1 階層別研修を受講し、各階層別に職員に求められている役割や支援技術を学び、職員のスキルアップが図れるよう取り組みます。	実施中 →	→	→	→	→
2 スキルアップ研修の充実を図り、職員の人事異動希望の把握や適性評価ができるよう取り組みます。	実施中 →	→	→	→	→
3 資格取得時の応援として、業務上の必要な資格で費用負担等が発生する場合、受験費用を助成します。また、資格取得した職員には資格手当を支給します。	実施中 →	→	→	→	→
4 社会情勢の変動や職員のニーズに対応した法人研修を実施します。また、当日参加できなかった人へも動画配信等通じて受講できるようにします。	○	◎ 動画 配信	→	→	→

(4) 研修等を通じ、職員の危機管理能力を強化し、職員や利用者の安全を守ります。

	検討△ 一部実施○ 実施◎ 継続→				
	2025	2026	2027	2028	2029
1 虐待防止及び身体拘束について、法人研修等を通じて、各職員に対して虐待等の防止に向けた適切な対応を周知します。	実施中 →	→	→	→	→
2 コンプライアンス研修を実施します。特に現金の管理や会計処理において注意すべき点を職員に周知することで、金銭管理等の事故を防止します。また、弁護士によるコンプライアンス研修を実施します。	◎	→	→	→	→
3 定期的に感染症対策研修や個人情報保護研修を実施し、職員の危機管理能力の向上を図ります。	◎	→	→	→	→
4 災害発生時の連絡、初動体制を確立し、法人事務局と各事業所の災害発生時の連携ができるようにします。	○	◎	→	→	→
5 法人内であった事故やヒアリハットの情報を各事業所間で共有することにより、事故防止を推進します。	△	◎	→	→	→

(5) 法人・各事業所の広報力、発信力を強化します。

	検討△ 一部実施○ 実施◎ 継続→				
	2025	2026	2027	2028	2029
1 各事業所の取り組みを紹介する動画や写真を WEB 上に反映できるようにします。また、SNS の活用など多様な媒体を活用することで広報力の強化を図ります。	△	○	◎	→	→
2 恵友会ニュースを見直し、紙媒体を減らし、WEB 上に掲示することで、多くの人が閲覧できるようにします。	△	◎	→	→	→

3 グループホームの空き情報や就労支援事業所などの利用者募集状況についてホームページの作成と随時更新等を行います。	△	○	◎	→	→
4 法人の設立30周年記念の事業として、事務局と各事業所が連携し、地域向けの講演会を実施します。また、法人として地域に向けたイベントの開催を通じて、地域の方に精神障害への理解の促進を図ります。	△	◎	→	→	→



ーしあわせのメッセージを伝え合う
笑顔で受けとる喜びー

6 事業課題に基づく主な取組（詳細は別紙資料参照願います）

（１）栄区生活支援センターを中心とした新たな事業展開を行います。

	検討△ 一部実施○ 実施◎ 継続→				
	2025	2026	2027	2028	2029
1 栄区等をサービスエリアとする居宅介護事業所の新規開設を行い、精神障害者の方への居宅サービスの充実を図ります。	△	△	◎	→	→
2 栄区に GH、就労継続支援 B 型事業所を新規に開設し、栄区内の精神障害者の方の支援の促進を図ります。		△	△	○	◎
3 地域及び関係機関（区役所、基幹相談支援センター等）との連携を図り、引きこもりの方への支援の充実を図ります。	○	○	◎	→	→

（２）サービス利用者の高齢化に対応した具体的方針を確立します。

	検討△ 一部実施○ 実施◎ 継続→				
	2025	2026	2027	2028	2029
1 GH 入居者の高齢化に伴い、GH での支援が難しくなるので、高齢者施設等への移行の判断基準を明確にするため、フロー図及びチェックシートを作成します。また、高齢者施設等への移行が必要となった際にスムーズな移行ができる様、日頃から高齢分野と連携を図るとともに、知識向上のため職員研修を実施します。	実施中 →	→	→	→	→
2 GH 入居者の高齢化に伴う認知機能や ADL の低下にも対処できる様、ハード面・ソフト面を整備し、日常生活が維持できるよう努めるとともに、高齢者施設等への移行も検討していきます。	△	◎	→	→	→

3 地域活動支援センター、就労継続支援 B 型事業所の通所者の方が高齢化した場合に備え、通所者にあった作業を用意するとともに、通所先の変更（就 B→地活など）を行い、無理なく、通所が継続できるようにします。	△	○	◎	→	→
---	---	---	---	---	---

（３） サービス利用者の意思決定（自立支援）を応援します。

	検討△ 一部実施○ 実施◎ 継続→				
	2025	2026	2027	2028	2029
1 民間のアパートとの賃貸契約時に緊急連絡先に恵友会がなることにより、アパート契約がしやすいように支援します。	実施中 →	→	→	→	→
2 就労継続支援 B 型作業所の通所者が就労の意欲を持って働けるように、就労に向けた個別支援計画の作成等を行います。	○	◎	→	→	→
3 地域活動支援センターや就労継続支援 B 型の利用者に対して利用者の意思を確認したうえで、個別支援計画を作成し、利用者の生活目標設定ができるよう支援します。	実施中 →	→	→	→	→
4 地域活動支援センターや就労継続支援 B 型に若い世代の利用者を増やすため、利用者の意向を確認し、それに沿った作業内容を確保します。工賃収入アップを図ります。	○	◎	→	→	→
5 GH に若い世代の入居者を増やすために、アパート型の GH の整備やリフォーム等を実施します。	◎	→	→	→	→

（４） 利用者の個人個人の特性に合わせた支援を充実します。

	検討△ 一部実施○ 実施◎ 継続→				
	2025	2026	2027	2028	2029
1 発達障害者等の障害特性に応じた支援の充実を図るため、研修をはじめ、発達障害者支援に特化した就労継続支援等に取り組めます。	○	◎	→	→	→

2 GH や通所事業所の女性利用者の増加を図るため、アパートタイプの GH の新設や女性の意向等を確認し、その意向に沿った作業内容を確保します。	○	◎	→	→	→
3 利用者ニーズに応じた GH の新設や利用者一人一人のペースに沿った、作業の提供を行い、利用者にとって居心地の良い GH や日中活動の場を提供します。	◎	→	→	→	→

(5) 社会貢献・普及啓発のための取り組みを行います。

	検討△ 一部実施○ 実施◎ 継続→				
	2025	2026	2027	2028	2029
1 地元自治会、町内会、民生委員等の地域住民の方に対して、相談できる窓口や利用できるサービス等の周知を地元の会合やイベント開催等を利用して周知します。	◎	→	→	→	→
2 精神障害の理解促進を図るため、地域でのイベントや町内会活動への参加や法人独自のイベントの開催等を行います。	○	◎	→	→	→
3 地域への発信を促進するため、恵友会ニュースの発行先の見直しや法人30周年記念イベント等を利用しPRを行います。	○	◎	→	→	→
4 精神障害者への支援体制の充実を図るため、区役所、基幹CP等の関係機関との連携や町内会等の関係づくりを進めます。	実施中 →	→	→	→	→

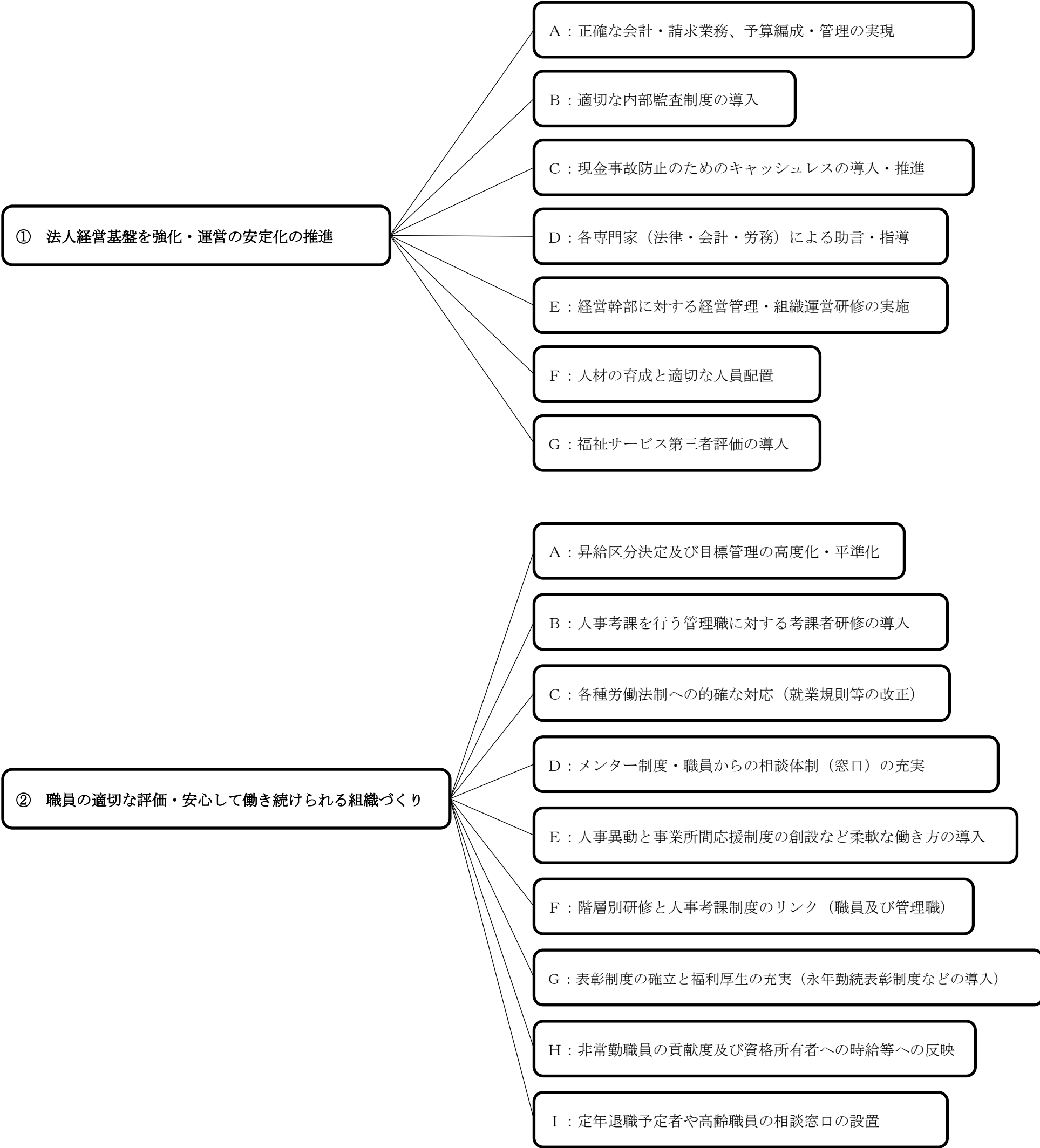
(6) その他 南区生活支援センターの移転

	検討△ 一部実施○ 実施◎ 継続→				
	2025	2026	2027	2028	2029
1 南区の生活支援センターについて、移転に向けて検討を進めます。 (根拠) 市からは、A型の生活支援センターと同様の開所時間や日数を求められており、現在の場所では狭く、十分な支援ができないため。また、市からの家賃補助も従来の42万円(月額)から100万円(月額)に大幅に増額した。	△	△	△	◎	→

第2期中長期プラン 組織課題

< 大項目 >

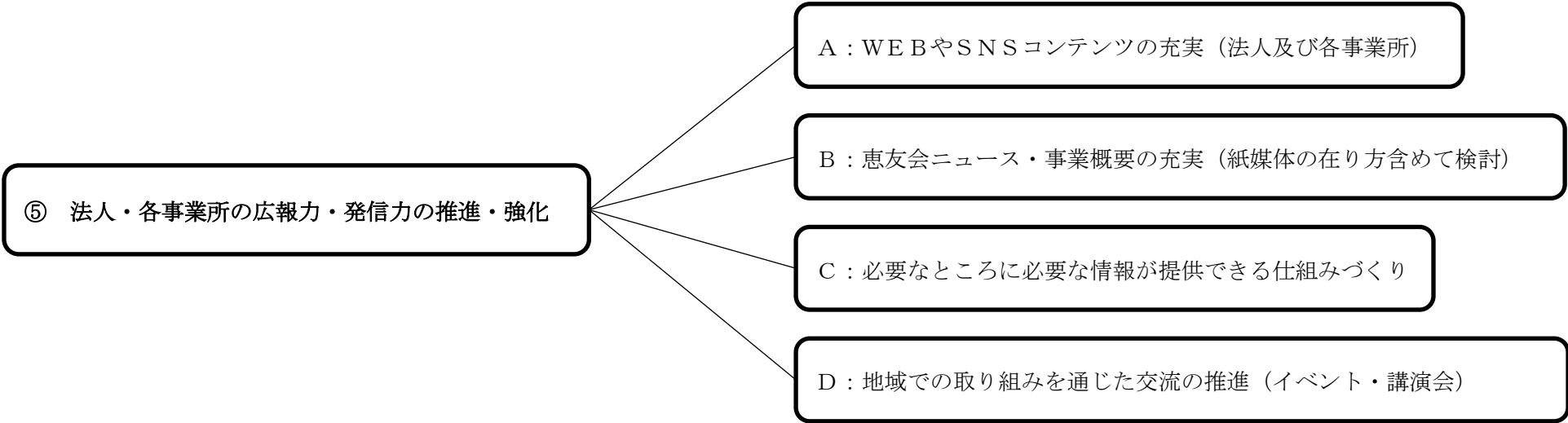
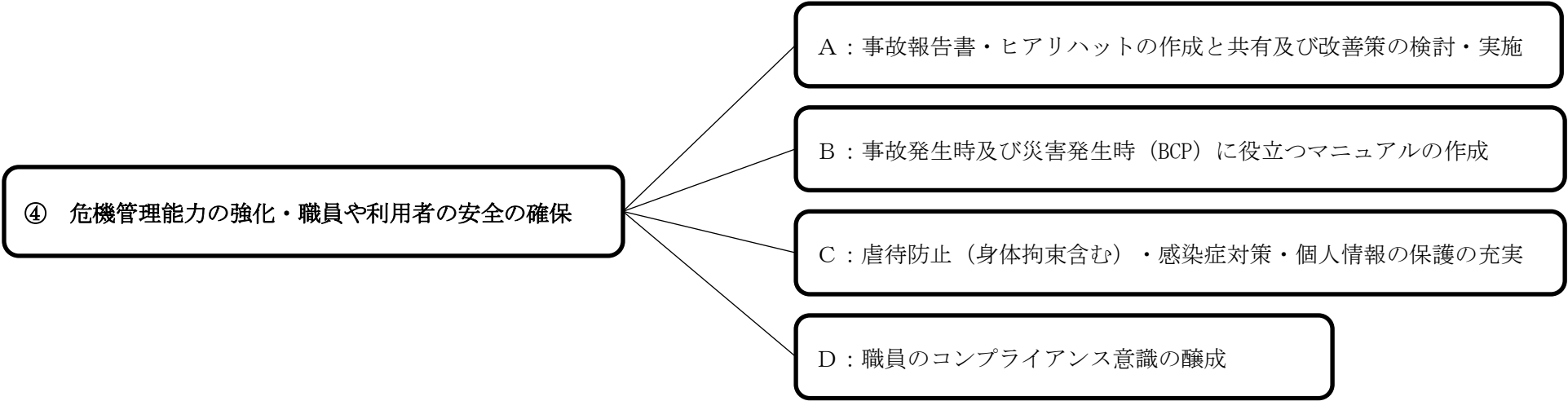
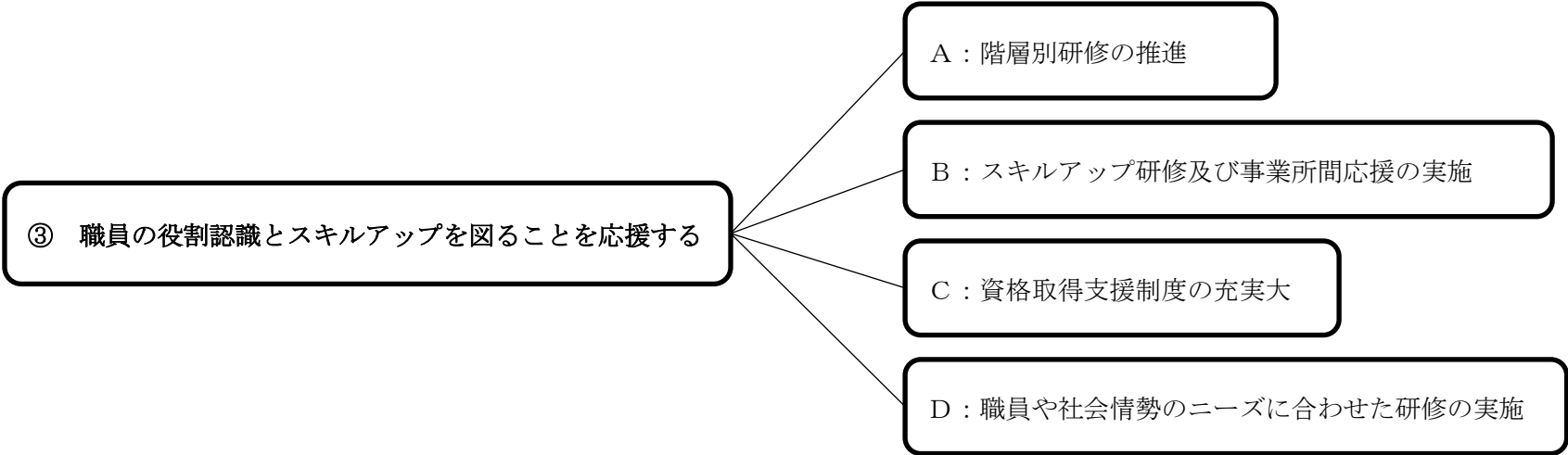
< 中項目 >



第2期中長期プラン 組織課題

< 大項目 >

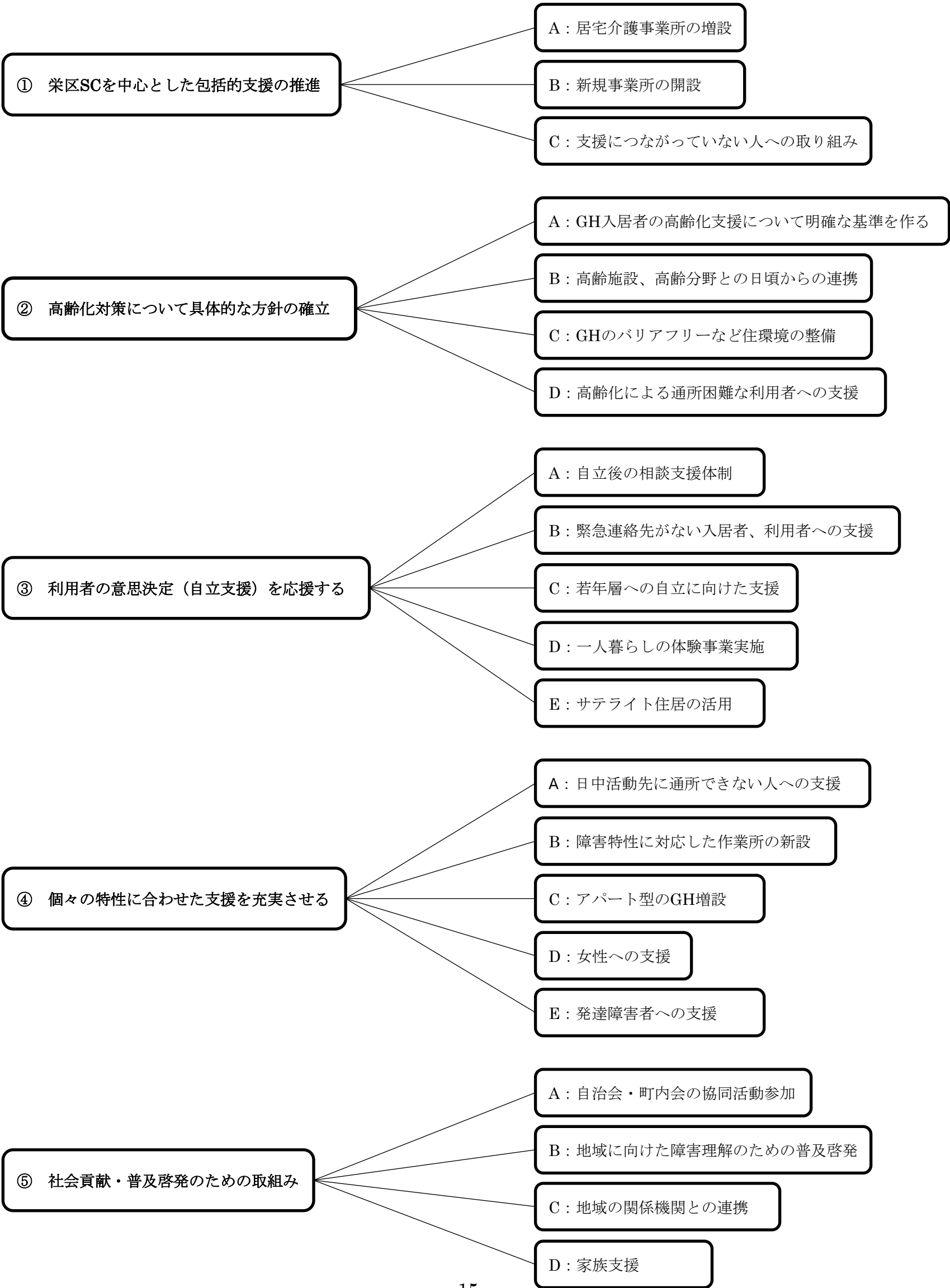
< 中項目 >



第2期中長期プラン 事業課題

< 大項目 >

< 中項目 >



これまでの取組 ―第1期中長期プランの見直し―

第1期中長期プランの中間期である令和4年11月より、第1期プランの振り返り、見直しを行ってきました。

第1期プランは、全職員からの意見をもとに課題を整理し、事業所ごとに課題に取り組むという形で進められてきましたが、職員からは各事業所の事業計画と恵友会の中長期プランの取り組みとの相違が見えにくい、恵友会としてのプラン、ビジョンが分かりにくいとの意見がありました。

そのような職員の意見を踏まえ、課題検討プロジェクト会議として各所長に3つの部会に参加してもらい、中長期プランの見直しに向けて検討を進めました。

(1) 課題検討プロジェクト会議として3部会に分かれ現行の中長期プランの見直しを実施

- ・居宅支援部会：令和5年5月16日 高齢化への対応、虹の移転について
令和5年7月26日 入居者の自立へ向けた支援
- ・就労支援部会：令和5年5月12日 通所者の高齢化について、作業所の現状について
令和5年7月18日 作業所の今後のあり方、作業内容について
- ・地域貢献部会：令和5年4月27日 法人としての家族支援について、障害理解への取り組み
令和5年6月12日 栄区での新規事業について、
法人としての障害理解への取組
令和5年8月23日 恵友会としての社会貢献について
令和5年11月13日 南区精神保健福祉講座への参加、動画の作成について

(2) 全職員向けアンケートの実施

令和5年7月には常勤・非常勤の全職員を対象に現プランの見直しについてのアンケートを実施しました。アンケートの意見集約から次期中長期プランに取り入れる柱となる項目を抽出するとともに、アンケートから見えてきた各事業所の課題について職員会議の場などで意見交換を行い、課題解決に向け、取り組んできました。

- ・実施期間：令和5年7月20日～8月4日
- ・アンケート参加者：常勤職員35名（管理職職員8名含む）
非常勤職員31名（調理担当職員含む）
- ・アンケート内容：①現在の中長期プランの取り組みについて
②法人で取り組むべき組織課題・事業課題
③日ごろ感じていること、今後取り組んでみたいこと

(3) 令和5年10月所長会議にてアンケートのまとめ、これまでの課題検討部会の報告。

アンケートの内容から各事業所の現場における課題を整理。課題検討・解決に向け各事業所においての取り組みを継続実施しました。

(4) 3名の所長により作業部会を開催

課題検討プロジェクトの各部会での議論の枠を超え、法人として検討すべき事業課題を中心にこれまでの部会のまとめの作業を行い次期中長期プランの骨子案となる大項目・中項目を検討。組織課題については事務局内で検討しました。

令和5年10月6日、11月10日、11月15日、11月28日

(5) 令和5年12月の所長会議にて新中長期プランの骨子案を提出しました。

令和6年1月の所長会議にて新中長期プランの骨子を策定しました。

(6) 令和6年度 組織課題、事業課題について小項目とスケジュールについての検討をしました。

中長期プラン担当の桑折理事と共に事務局、所長2名で検討プロジェクト会議を実施

令和6年5月8日、7月22日、8月26日、9月30日、10月21日、11月18日

令和7年1月20日、2月17日、3月17日、4月21日、5月19日

(7) 令和7年3月理事会にて中間報告、5月29日の理事会にて最終報告。



—小さな夢をひそかに祈る
いつか大きな夢につながる—

—— ぶどうの木にこめる思い ——

一本の幹は法人の理念・ぶどう棚に広がる枝葉は各事業所。
その先に実るぶどうは利用者さん。豊かな陽ざし、水、栄養を与え、
育てるのは職員の腕。美味しいぶどうを笑顔で囲む。
そんなぶどう園を作りたい。

2025年6月

坂口 育子



利用者さんと職員と共に実践していく中長期プラン。
プランのイラストは利用者さんにご協力いただきました。